

# 国から地方への税源移譲により

## 平成19年度分から「税」に関する制度が変わります

地方税法の一部が改正されたことにより、平成19年度と平成20年度の町税も改正されました。これからも、より良い公共サービスを進めていくため、皆様のご理解とご協力をお願いします。

### 町道民税(住民税)

#### 税源移譲により税率が変わります

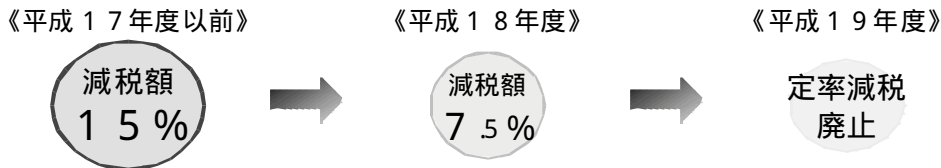
- 国から地方へ税源移譲が行われることにより、所得に応じて3段階に分けられていた税率が、平成19年度以降は所得の多少に関わらず、一律10%の税率に統一されます。

《平成18年度分まで》		《平成19年度分から》	
課税標準額	税率	課税標準額	税率
200万円以下	5%	一律	10%
700万円以下	10%		
700万円超	13%		

課税標準額・・・給与や年金などの所得金額の合計から、生命保険料控除や扶養控除などを差し引いた金額

#### 定率減税が廃止されます

- 定率減税とは、平成11年度より家計の税負担を軽減するために導入された減税制度でしたが、平成19年度をもって廃止されることになりました。



#### 高齢者非課税限度額の廃止による減税措置が縮減・廃止されます

- 平成18年度から前年中の合計所得金額が125万円以下の65歳以上の方に対する非課税措置が廃止されたことにより、平成19年度は本来の税額の2/3に減税されます。(平成20年度減税措置廃止)

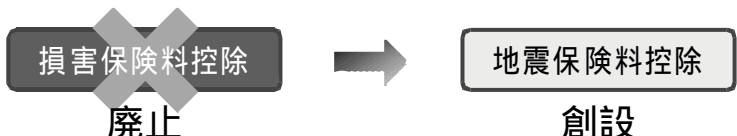
#### 調整控除が適用されます

- 所得税より住民税の方が、基礎控除や扶養控除等の人的控除額が低く定められていることから、同じ所得金額でも課税所得金額は住民税の方が所得税よりも大きくなります。
- このため、個々の納税者の人的控除の適用状況に応じて、住民税の所得割額から一定の額を控除する調整控除が行われます。

#### 平成20年度より適用される住民税改正

##### 地震保険料控除が創設されます

- ◆損害保険料控除が廃止され、地震保険料控除が創設されます。地震保険料控除の対象となる保険料の1/2に相当する金額が控除されます。(限度額2万5千円)経過措置として、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等(地震保険料控除の対象になるものを除く)の保険料等は、従前の損害保険料控除が適用されます。(限度額1万円)



##### 住宅控除の差額分が減税されます

- ◆住宅ローン控除は所得税にのみある制度でしたが、税源移譲により所得税が減少した結果、控除限度額が所得税額を超えてしまい控除しきれなくなる場合があります。この場合に所得税から控除しきれなかった額に相当する額を翌年度の個人住民税から減額します。(ただし、平成11年から平成18年までに入居した場合に限り適用されます。)
- ◆対象者は、その年の3月15日までに町に申告書を提出する必要があります。また、確定申告書を提出する場合は税務署を通して申告書を提出することもできます。

# 国民健康保険税

## 賦課限度額が変わります

- 一年間に納める国民健康保険税は、加入者の所得や資産、加入者数に応じて算定されています。納める税額には上限が設けられておりますが平成19年度よりこの上限額が改正されます。

《改正前》

1年間に納める上限額  
医療分 53万円  
介護分 8万円



《改正後》

1年間に納める上限額  
医療分 56万円  
介護分 9万円

年税額が賦課限度額以下の方については変更ありません。

## 公的年金等受給者に対する緩和措置がとられています

- 平成17年1月1日現在で65歳以上の方を対象に、一定要件にあてはまる方については、公的年金控除の縮小などによる保険税の金額の上げ幅を抑えるように激変緩和措置が行われます。これは、平成18年度と平成19年度の2年間行われます。
- 保険税の計算の基礎となる所得金額から、一定額を差し引いた金額を基に計算されます。

# 固定資産税

## 住宅のバリアフリー改修をされた方は固定資産税が減額されます

- 平成19年1月1日現在で現存する住宅について、対象となるバリアフリー改修工事を行った方は、翌年度の固定資産税の一部が減額（100m<sup>2</sup>分まで税額の1/3を減額）される場合があります。

### 居住者の要件（次のいずれかに該当する方が居住していること）

- ◆65歳以上の方（改修工事完了の年に65歳になる方も含む）
- ◆要介護・要支援認定を受けている方、または、障がいのある方

### 対象となる改修工事

- ◆廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室の改良、トイレの改良、手すりの取付け、床の段差の解消など
- ◆補助金等を除く自己負担額が30万円以上のもの

### 手続き方法

- ◆申請書類等の提出が必要になりますので、改修工事前に企画財政課税務係までお問い合わせください。

## 住宅の耐震改修をされた方は固定資産税が減額されます

- 昭和57年1月1日以前から現存する住宅について、現行の耐震基準に適合する改修工事を行った方は固定資産税の一部が減額（120m<sup>2</sup>分まで税額の1/2を減額）される場合があります。

### 減額の要件

- ◆一戸あたりの耐震改修工事費が30万円以上であること（補助金等が出る場合も対象）
- ◆現行の耐震基準に適合する改修工事であること

### 手続き方法

- ◆申請書類等の提出が必要になりますので、改修工事前に企画財政課税務係までお問い合わせください。

町税・税源移譲に関するお問い合わせ先  
役場企画財政課税務係（電話25 2136）

